

登録有形文化財(建造物)

諏訪市文化センター(旧北澤会館)保存活用計画

令和2年8月

諏訪市

例 言

1. 本計画は、諏訪市が登録有形文化財（建造物）諏訪市文化センター（旧北澤会館）の保存及び活用に関する方針を定めたものである。
2. 本計画書の編集・執筆は、学校法人工学院大学総合研究所研究推進課（後藤研究室）及び有限会社花野果（代表取締役 二村 悟）に委託した成果を基に諏訪市教育委員会生涯学習課で行った。また、『旧三野町役場庁舎保存活用計画』、『朝日町資料館（旧朝日村役場）保存活用計画』、『佐世保市民文化ホール（旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館）保存活用計画』を参考にしている。
3. 計画策定は以下の体制で実施した。（敬称略）

指導・助言	文化庁 長野県教育委員会
専門検討会	後藤 治（工学院大学 理事長） 西澤 泰彦（名古屋大学大学院 教授） 小野里 憲一（工学院大学 教授） 二村 悟（工学院大学 客員研究員） 後藤 武（法政大学 非常勤講師）
策定検討会	西澤 泰彦（名古屋大学大学院 教授） 小野里 憲一（工学院大学 教授） 松下 芳紘（諏訪市文化財専門審議会 委員長） 宮坂 正博（同 委員） 細野 祐（市民代表） 五味 光一（市民代表）
委託先	工学院大学総合研究所研究推進課（後藤研究室）
事務局	諏訪市教育委員会生涯学習課
4. 計画策定にあたり、記載内容の検討を以下のとおり行った。

第1回専門検討会	日 時：平成29年8月25日（金） 場 所：諏訪市公民館視聴覚室 内 容：現地視察、保存管理（保存管理の現状、保護の方針）、防災計画
第1回策定検討会	日 時：平成29年11月18日（土） 場 所：諏訪市文化センター第3集会室 内 容：経緯説明、保存活用計画の概要、現地視察
第2回専門検討会	日 時：平成30年1月30日（火） 場 所：諏訪市文化センター第3集会室 内 容：保存活用計画（素案）の検討
第2回策定検討会	日 時：平成30年2月14日（水） 場 所：諏訪市公民館301号室 内 容：保存活用計画（素案）の検討
5. 本計画は、文化庁、文化財保護法、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・文化財保存活用の策定等に関する指針」（平成31年3月4日文化庁）に基づき、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成11年3月24日 文化庁文化財保護部長通知）に準拠し、必要に応じて計画の標準構成に掲げられた項目の追記及び削除を行っている。

目次

第1章 計画の概要	
1. 計画の作成	1
2. 文化財の名称等	2
3. 文化財の概要	2
4. 文化財保護の経緯	5
5. 保護の現状と課題	6
6. 計画の概要	7
第2章 保存管理計画	
1. 保存管理の現状	8
2. 保護の方針	9
3. 管理計画	25
4. 修理計画	25
第3章 環境保全計画	
1. 環境保全の現状と課題	26
2. 環境保全の基本方針	27
3. 区域と区分と保全方針	27
4. 建造物の区分と保護の方針	27
5. 防災上の課題と対策	27
第4章 防災計画	
1. 火災対策	29
2. 地震対策	30
3. 水害対策	31
4. 雪害対策	31
5. その他の災害対策	32
第5章 活用計画	
1. 活用の基本方針及び基本計画	38
2. 公開活用	39
3. 実施に向けての課題	39
第6章 保護に係る諸手続き	44

第1章 計画の概要

1. 計画の作成

- (1) 重要文化財保存活用計画の名称
「登録有形文化財(建造物) 諏訪市文化センター(旧北澤会館) 保存活用計画」
- (2) 計画作成年月日及び計画期間
令和2(2020)年8月作成、認定日から令和7年度末まで(計画期間 5ヶ年)
- (3) 計画作成者
諏訪市教育委員会
- (4) 保存活用計画の対象とする区域(住所)
諏訪市湖岸通り4-1-14

図1 計画区域



(5) 計画策定に至る経緯

本文化財建造物は、竣工後50年を経た鉄筋コンクリート造の建物で、2011年の東日本大震災時に震度4の揺れを記録するが、顕著な被害はなかった。しかし、今後予測されている南海トラフで起こる巨大地震では、諏訪地方は震度6弱が想定されており、早急な耐震補強対策を講じる必要があると考えている。

一方、鉄筋の爆裂による外壁の剥離、亀裂、雨漏りなど、全体的な経年変化も進んでいる。特に、外壁の剥離は、通行する人々に危険を及ぼす可能性があり、浸透する雨水で鉄筋の腐食も見られるため、早急に対策を講じる必要がある。

また、劇場、会館として市内に代替する施設はなく、中核を担う機能であるため、今後も継続的な利用を見込んでいる。そのためには、劇場や会館の機能向上や環境改

善、整備も必要である。

当市では、これまでも適宜、建具の塗り替えや防水の更新、照明の増設など小規模な修理を行い、維持管理に努めてきたが、文化財としての価値、吉田五十八設計のデザインを損ねることなく、将来に向けて建物を維持管理していくにあたって、本文化財建造物の保存管理に関する指針が必要となった。そこで、現時点における本文化財建造物の状況を明らかにし、保存と活用の方針を明確なものとするため、本計画書の作成に至った。

2. 文化財の名称等

(1) 名称及び員数

諏訪市文化センター（旧北澤会館）、1 棟

(2) 構造及び形式等

鉄筋コンクリート造 2 階一部 3 階建、建築面積 2239 m²

(3) 所在地

長野県諏訪市湖岸通り 5-1018-1 他

(4) 所有者の氏名及び住所

諏訪市、長野県諏訪市高島 1 丁目 22-30

(5) 指定区分

登録有形文化財（建造物）

(6) 登録年月日及び登録番号

平成 26（2014）年 4 月 25 日、第 20-0445

3. 文化財の概要

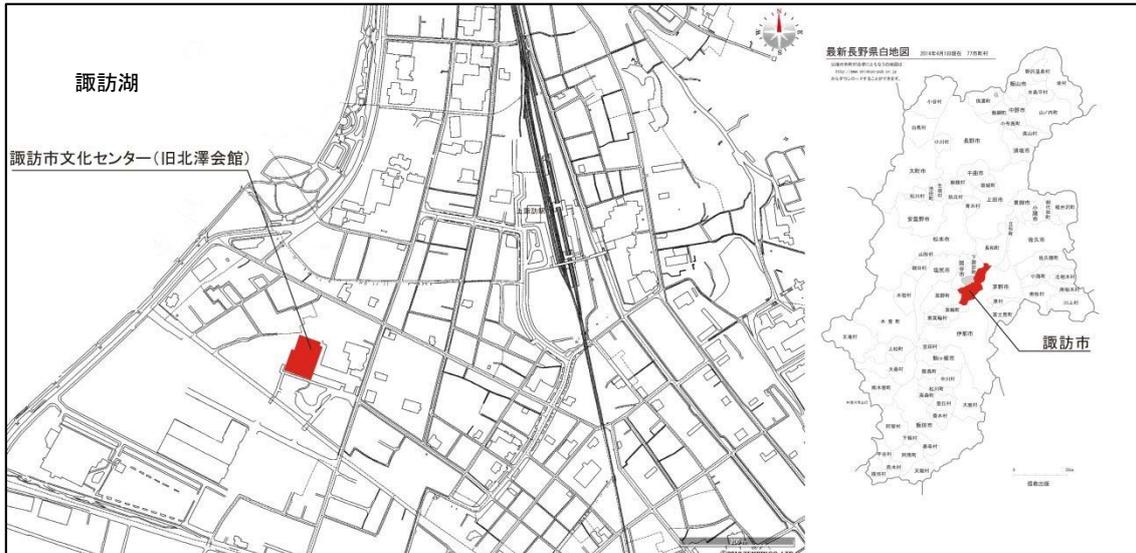
(1) 構成

諏訪市文化センター 1 棟

(2) 立地環境

敷地南側は、狭小な道路を挟んで衣之渡川に面しており、対岸には旧東洋バルブの工場跡地が広がっており、当時の建造物等が残されている。敷地南側を除く三方は、市街地化が進み、住宅等が密集している。

図2 位置図



(3) 創立沿革及び性格

諏訪市文化センター（以下、「センター」という。）は、昭和 37(1962)年北澤工業株式会社の福利厚生施設のひとつとして建てられたもので、北澤会館という名は、同社の社名である創業者の北澤國男の名字に由来している。

センターとなったのは、昭和 52 (1977) 年のことである。中庭で劇場部分と会館部分が二分されたプランの建物で、会館部分は、その後の使用で内部の改変は見られるが、劇場部分はほとんど当時のままの姿を保っている。現在は、ホールや集会室は市民に貸し出すなど公共の文化施設として利用されている。

(4) デザイン上の特徴

吉田は、数寄屋などの日本の伝統建築を近代化する研究を行い、生涯を通じて和風を巧みに生かしたデザインの設計を行い、現代建築に和風要素を取り入れ和風の新たな可能性を引き出した建築家として知られている。和風を現代の素材を用いて構成した料亭などのインテリアデザインはその後の内装設計に多大な影響を与え、「新興数寄屋の開祖」ともいわれる。旧歌舞伎座（戦前に岡田信一郎の設計で竣工し、戦後戦災復興で吉田五十八が改修）などがその代表作といわれている。

吉田五十八の弟子にあたる野村加根夫は、吉田の作品は 3 期に分けることができ、第 1 期は日本伝統数寄屋建築の近代化、第 2 期は第二次大戦後の鉄筋コンクリート造建築の日本様式設計、第 3 期は社寺建築の近代化としている。作品歴を見ると、第 1 期は 1919～1930 年代の活動初期の住宅建築、第 2 期は 1930 年代後半から 1960 年代前半にかけての旧歌舞伎座や料亭などの和風要素を用途とする建築、第 3 期が 1960 年代前半以降で特に成田山新勝寺本堂や中宮寺本堂などの鉄筋コンクリート造を使用した社寺建築の時代となる。

センターは、1958 年の日本芸術院会館、1960 年の五島美術館、1961 年の大和文華館などとともに、第 2 期の作品である。第 2 期の作品は、鉄筋コンクリート造を基本としたモダニズム建築に和風要素を付加して表現したデザインとなっている。センターでは、和風の要素として、千本格子風の開口部（写真 1 参照）、ステージ部分の入母屋造風の屋根、ベランダの菱形断面の高欄風の手摺が見られる（写真 1 参照）。また、壁面を格子状に穿ち、正方形の穴を壁面よりも内側に入れて凹凸を

付けた、なまこ壁風の仕上げとしている（写真2参照）。柱も、寺院の円柱を横して、柱形状に塗り分けている。

内部ホワイエの天井は、客席の裏側を見せており、社寺建築の幾重にも伸びる垂木を下から見上げたようなデザインとなっている（写真3参照）。



写真1



写真2



写真3

(5) 文化財的な価値（登録意見具申時の所見より）

舞台は、吉田自身が、「フレキシビリティをもってエキスパンションジョイントできる舞台のある劇場」と述べている（『国際建築』）ように、歌舞伎を上演する場合の花道という日本の劇場の特性を生かして、舞台の両脇が張り出す凹型の舞台となっている。正方形を舞台と客席で対角線に分け、両袖に壁と並行に舞台をとっているため、ちょうど両腕を斜めに広げたような間口の広い舞台となっている。正面だけの間口は11m、両袖を含めると26.5mとなり、吉田自身が手掛けた歌舞伎座の27mに匹敵する広さとなっている。

竣工時は、新建築1962年9月、国際建築No.9+10、1962年などに紹介されるなど、竣工時から注目を集める建物であった。国際建築の編集部は「民間企業のバック・アップによって、地方の小都市に優れた小劇場が数多くつくられることは、国費23億を投ずる国立劇場建設の意義に比して、決して優るとも劣らないと云うべきであろう。」と評している。当時は、国立劇場のコンペの最中であった。

この他に、建物の価値を後押しするものに、緞帳がある。緞帳は、「清暁（せいぎょう）」という名の東山魁夷の諏訪湖をメインとしたオリジナルの絵を川島織物が織り上げたものと、「昇る陽」という名の杉山寧による作品である。ともに、北澤國男と親交があったために、依頼に応じて製作されたものである。

以上のことから、諏訪市文化センターは、多くの建物のデザインに影響を与えた著名な建築家の代表作のひとつで、登録有形文化財登録基準（1996年文部省告示第152号）の「二、造形の規範となっているもの」に該当すると認められる。

工学院大学建築学部建築デザイン学科教授 後藤 治 博士（工学）

工学院大学建築学部建築デザイン学科客員研究員 二村 悟 博士（工学）

(6) 旧北澤工業時代の関連建造物等

本文化財建造物の敷地（計画区域）及び隣接地に所在する関連建造物等について、今後の周辺環境の保全を考える上で、不可欠なことから以下のとおり示しておく。

ア 旧守衛所

旧北澤会館守衛所は、北澤工業株式会社（創業者・北澤國男）の福利厚生施設のひとつとして建てられた旧北澤会館と隣接して大規模な工場が建っていた北澤工業株式会社（後の東洋バルヴ株式会社）の守衛所を兼ねる施設として、旧北澤会館と

同時に建てられた（写真 4 参照）。

設計・監理は吉田五十八で、旧北澤会館の「北澤会館設計図」（青焼き図面はセンターで所蔵）に図面（AD-45、AD-46）が含まれているので、旧北澤会館と同様に製図・大関徹、畠山博茂、野村加根夫、施工は株式会社竹中工務店（工事長・安藤源三、鈴木大策、牧野友治、構造・本橋常吉、黒川泰三、設備・伴芳明、加賀見光平、電気・浅野正）の体制で、旧北澤会館と同じ 1962 年 7 月 10 日の竣工である。



写真 4

イ 無名橋

センターの南側の敷地に隣接する衣之渡川に所在する橋梁 2 基は、同敷地を所有していた北澤工業株式会社の時代に架けられたものである。

同地は、大正 8 年（1919）に誕生した北澤製作所から昭和 13（1938）年に東洋バルヴ工業株式会社が分離して工場を設置した場所で、昭和 28（1953）年 1 月に再び北澤工業株式会社（旧北澤製作所）に吸収合併された。川を隔てて工場と事務棟とに分かれ、その間をリベット構造の下路式単純プレート桁の鋼道路橋（以下、「無名橋」と言う。）とプレストレストコンクリート単純桁橋の 2 か所で繋いでいた。

無名橋は、リベット構造の下路式単純プレート桁の鋼道路橋（幅 7m、支間 14.6m）で、企業の敷地内を流れる川に架けられた橋である（写真 5 参照）。

また、プレストレストコンクリート単純桁橋は、無名橋とほぼ同時期に架けられたと推定されるもので、東洋バルヴ及び北澤工業時代の貴重な遺構である（写真 6 参照）。



写真 5



写真 6

4. 文化財保護の経緯

登録有形文化財（建造物）となった平成 26 年以降、大規模な改修や復元修理は実施されていない。また、昭和 52（1977）年に諏訪市の所有となる以前の改修等については、諏訪市でも把握ができていない。

S56. 8. 21	正面扉レール及び戸車補修工事
S56. 12. 10	床張替
S56. 11. 10	守衛室屋根改修
S56. 11. 10	大屋根雨樋防水工事
S57. 8. 31	外装工事（軒天、壁、ルーバー塗装）
S57. 7. 23	楽屋及び集合室塗装外工事
S57. 7. 24	内装工事
S58. 11. 28	ホール客席改修
S59. 5. 20	ホール棟屋根防水補修
S60. 5. 20	ホール棟屋根防水補修
？	フローア一張替
H2. 12. 15	舞台床補修
H3. 6. 20	浴室及び楽屋他改修、修繕
H4. 8. 20	客席床補修
H5. 10. 22	配膳室及び廊下床補修
H5. 10. 22	貴賓室改装
H5. 11. 19	二階客席通路カーペット貼替
H6. 3. 9	一階通路カーペット貼替
H6. 3. 10	搬入口及び通路床修繕
H6. 7. 5	ホワイエ塗装
H6. 11. 25	ホール控室床補修
H8. 9. 13	門扉基礎改修
H10. 12. 18	屋根防水改修
H17. 8. 26	リニューアル
H20. 3. 18	サロン床改修

5. 保護の現状と課題

（1）保存の現状と課題

内部諸室については、ホール及び各集会室を中心に機能向上を目的とした改修工事（変更）が行われているが、外観については概ね建築当初の姿を留めている。ただし、建設後 50 年余りが経過しているため、各部材の劣化のほか軒裏を中心に鉄筋の露出や爆裂、コンクリートの白華などが見られ、一部は落下防止のため剥がされている。

なお、ホールの天井については、特定天井に位置付けられるほか、天井裏は建設当初に比べて、設備（照明、ダクトなど）が増設されるなど当初の想定より荷重が増大しているため、早急に荷重の軽減に向けた対策が必要である。

（2）活用の現状と課題

活用については、旧北澤会館時代から同じ用途で使用されており、建物は、エントランスを挟んで右手が劇場部分、左手が会館部分と分かれている。

公開及び活用にあたっては、第 5 章「活用計画」で指摘しているとおり、利用者の安全性確保のための耐震対策が優先課題となっている。また、市民会館としての機能強化の観点から、ホール（劇場）内の音響、エレベーターの設置、バックヤードの有効利用などの課題が示されている。

6. 計画の概要

(1) 計画区域

当該文化財建造物の敷地部分を計画の対象範囲とする。

(2) 計画の目的

戦後の高度経済成長期、諏訪地方の精密工業発展の礎となった北澤工業株式会社の福利厚生施設のひとつとして建てられ、戦後の多くの建物のデザインに影響を与えた著名な建築家吉田五十八の建築様式を伝える文化財としての価値を損なうことがないよう、保存管理の方法等を定めるとともに、市民が身近に使用することができる文化財としての性格も考慮したうえで、公開・活用のあり方を検討し、文化財としての保護だけでなく、市の文化施設として必要な性能と快適性を確保するための改良保全を行うことを目的とする。

(3) 計画の基本方針

昭和 37 年に建築された当初の姿を可能な限り保存し、建物全体の文化財としての価値の維持向上を基本としながら、公共施設としての安全性及び機能向上の確保を図る。

(4) 計画の見直し

諏訪市教育委員会は、今後の調査研究等の進捗や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第2章 保存管理計画

1. 保存管理の現状

(1) 保存状況

本文化財建造物は、昭和37年(1962)北澤工業株式会社の福利厚生施設のひとつとして建設され、昭和52年(1977)より所有者となった諏訪市が、継続的に維持管理を行っている。

内部諸室については、ホール及び各集会室を中心に機能向上を目的とした改修工事(変更)が行われているが、外観については概ね建築当初の姿を留めている(写真1参照)。ただし、建設後50年余りが経過しているため、各部材の劣化のほか軒裏を中心に鉄筋の露出や爆裂、コンクリートの白華などが見られ、一部は落下防止のため剥がされている(写真2参照)。

なお、ホールの天井については、特定天井に位置付けられるほか、天井裏は建設当初に比べて、設備(照明、ダクトなど)が増設されるなど当初の想定より荷重が増大しているため、早急に荷重の軽減に向けた対策が必要である(写真3参照)。

(2) 管理状況

本文化財建造物は、現在、諏訪市唯一の市民ホールとして使用され、市(担当職員)が維持管理を行っている。芸術鑑賞や発表会などの参加者や聴講者など不特定多数の利用者が見込まれることから、日常的な巡回や監視のほか、火気使用の限定など防火管理に努めている(詳細は第4章防災計画を参照)。また、職員不在時は施錠管理及び機械警備(委託)により警戒体制を維持しており、概ね良好な体制が整えられている。

写真1 外観の経年変化状況(正面)



ア) 昭和39年(第14回諏訪市成人式)



イ) 現在

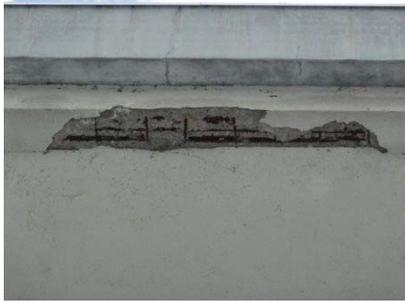
写真2 外壁(コンクリート)の状態



ア) 水が廻ったことによる表面の劣化



イ) 端部の水切りが浅いことによる雨水の浸透



ウ) 表面の剥離と鉄筋の露出



エ) 表面仕上げのクラック

写真3 ホール天井と天井裏



ア) ホール天井（特定天井）



イ) 天井裏の状況

2. 保護の方針

(1) 基本方針

本文化財建造物は、北澤工業から諏訪市へ所有者が変更した後も、引き続き劇場と会館として使用されてきた。今後も**市民ホールとしての公開活用を継続しながら、可能な限り建築当初の姿を保存すること**を保護の方針として定める。

原則として主要な構造及び外観を構成する各部材は、材料自体を保存する。内装あるいは内部建具等は、建築当初と判断できる部材は、材料自体の保存を検討した上で、形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を図る。ただし、改修等で大幅に変更されている部分あるいは活用及び安全性を確保するために変更を必要とする部分は、建築当初の建物の雰囲気や損なわないよう意匠上に配慮する。

(2) 部分及び部位の設定と保護の方針

「部分」とは、外観の各要素と内部諸室から構成される単位である。「部分」は、外観を4つの部分、内部諸室を9つの部分、中庭に分類している。「部分」はそれぞれ保存の方針に応じて、保存と保全、その他の三つの区分に分類される。

「部位」とは、建築物の部材などから構成される単位で、「部分」の下位単位である。部位は外観を5つの部位、内部諸室を39の部位に分けている。「部位」は保存の重要度に応じて5つの基準に分類される。

本文化財建造物について、この「部分」と「部位」の組み合わせにより、現状における保護の方針を定める。(表1参照)

表1 保護の方針

部分 部位	設定	保存	保全	その他
		文化財として特に価値を有し、かつ設計者・吉田五十八の作風を顕著に表す部分。厳密な保存が必要。主に基準1・2で構成される。	多少の設備・材料の更新はあるが、総じて内装をよく留めており、吉田五十八の作風が残されている部分。今後も維持と保全が必要。主に基準3・4で構成される。	上記以外の部分で、公共施設として適切な運営を行うために改変が許容される部分。必要に応じた整備等を行うことができる。主に基準1～4以外で構成される。
基準1 材料・部材自体の保存を行う部位。 原則として厳密な現状の保存を行う部位。主要構造部及び通常望見できる範囲で意匠上の配慮が必要とされる部位、当初の部材が残存し、定期的な取り換えを要しない部位、特殊な材料あるいは仕様を有する部位とする。また、当初の部材から形式や材料を保持して改修を行った後補材も同様の価値があるものとして扱う。ただし、構造上特に問題を有する場合は除く。	方針	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な材料、仕様の部位 主要な構造に係る部位 	<ul style="list-style-type: none"> 特に保存が必要な部位 	
基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。改修等を実施する際には、材料の形状、材質、色彩などできるだけ当初に復元・保持が必要とされる部位。当初材及びその形式や材料を保持した後補材が混在し、今後の改修や取替の可能性のある部位や、定期的に材料の取替等を行う補修が必要な部位とする。		<ul style="list-style-type: none"> 材料の形状、材質。仕上げ、色彩の保存を行う部位 定期的な材料の取替え等を行う補修が必要な部位 	<ul style="list-style-type: none"> 特に保存が必要な部位 	
基準3 主たる形状及び色彩の保存を行う部位。当初材ではないが、形状、色彩、の保存に努める部位。活用または補強等のため、やむを得ず補修・改修・取替等変更の可能性のある部位とする。また、周囲との意匠上の配慮を要する。	方針	<ul style="list-style-type: none"> 主たる形状及び色彩を保存する部位 活用または補強のため特に変更が必要な部位 	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分と視覚的に一体である部位 活用または補強のため特に変更が必要な部位 	
基準4 意匠上の配慮を必要とする部位。当初材を含まず、活用または補強等により変更可能な部位。ただし、意匠上の配慮は要する。		<ul style="list-style-type: none"> 活用または補強のため変更可能であるが、意匠上の配慮を必要とする部位 		
基準5 所有者等の自由裁量に委ねられる部位。基準1～4に該当しない部位。活用上必要に応じた変更・更新を可能とする。	方針		<ul style="list-style-type: none"> 基準1～4以外の部位 活用のために付加されている部位 	

表2 「部分」の設定一覧表（図1・2を参照）

単位		部分設定			設定理由	
		保存	保全	その他		
外観	基礎	○		※	主に基準1・2の部位で構成されるため保存部分とする。 ※ただし、側面（北側）及び背面は、安全性の向上のために改変が必要な場合は、その他部分として扱うことができる。	
	壁面	○		※	主に基準1・2の部位で構成されるため保存部分とする。 ※同上	
	開口部	○		※	主に基準1・2の部位で構成されるため保存部分とする。 ※同上	
	屋根		○		主に基準3・4の部位で構成されるため保全部分とする。	
内部諸室	1階	玄関ホール	○			主に基準1・2の部位で構成されるため保存部分とする。
		ロワイエ ※2階及び階段含む	○			主に基準1・2の部位で構成されるため保存部分とする。
		ホール（劇場） ※2階席等含む		○		主に基準3・4の部位で構成されるため保全部分とする。
		第1集会室		○		主に基準3・4の部位で構成されるため保全部分とする。
		廊下 ※2階及び階段含む		○		主に基準3・4の部位で構成されるため保全部分とする。
	2階	第2集会室		○		主に基準3・4の部位で構成されるため保全部分とする。
		第3集会室	○			主に基準1・2の部位で構成されるため保存部分とする。
		貴賓室		○		主に基準3・4の部位で構成されるため保全部分とする。
	上記以外			○	1～4に該当しない部位で構成されるためその他部分とする。	
中庭		○		主に基準3・4の部位で構成されるため保全部分とする。		

表3 「部位」の設定一覧表（写真4・5を参照）※保存及び保全部分のみ

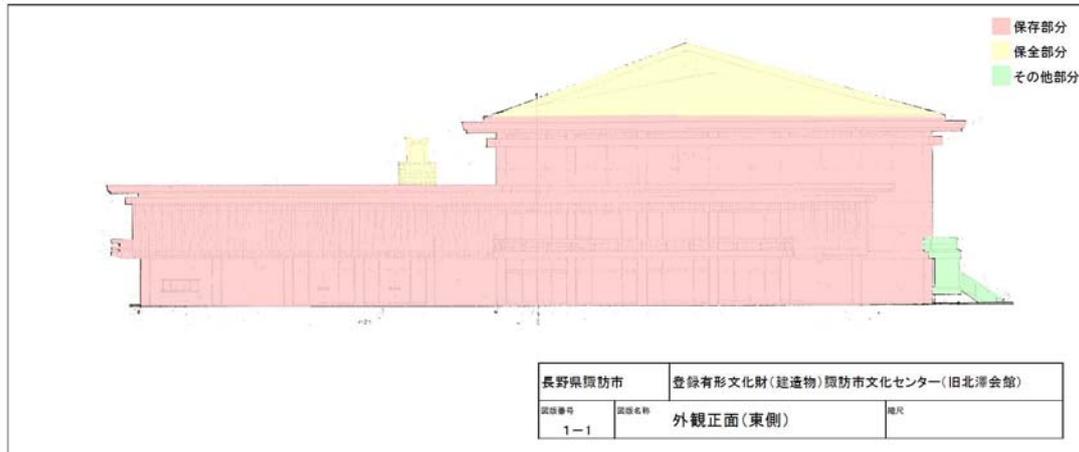
単位	基準	仕様	備考
外観	基礎	1 R C造	
	壁面	1 軒・バルコニー・組物：打ち放し 軒裏：モルタル塗白セメント吹付 壁面：リシン掻き落し 柱：小叩き 塩化ビニール 巾木：黒花崗岩	
	開口部	1 格子：リシン掻き落し サッシ：鋼製 マリンペイント 磨き鋼板ラッカー ルーパー：磨鋼板ジクロロメート処理、メラミン焼付	
		2 排煙口：鉄角パイプ マリンペイン	
	屋根	2 屋根（ホール上）：ガルバリウム鋼板張り（当初の鋼板葺き残存）	平成17年改修
		3 屋根（集会室上）：シンダーコンクリート、防水モルタル、シート防水	
	その他	1 手摺（バルコニー）：磨き鋼板 ラッカー（支柱は金粉）	

内部諸室	玄関ホール	2	煙突：コンクリート打ち放し ガンリシン			
		5	上記以外の部位及び設備			
		床面	1	稲田滝野石（白御影石）		
		壁面	1	壁：大理石 柱：擬石小叩き 巾木：黒花崗岩		
		天井	1	天井材：プラスター塗 スプレッド サテン 梁型：コンクリート打放し木目エンビ（一部金粉拭き取り）		
	開口部建具	1	扉・押板：ガラスドア 螺鈿細工			
		1	照明器具：ポリエステル化粧板			
	その他	1	照明器具：ポリエステル化粧板			
		5	上記以外の部位及び設備			
	ホワイエ※2階及び階段含む	床面	3	プラスタイル（Pタイル）	昭和56年張り替え	
		壁面	1	壁：モルタル下地プラスター塗 ゴラコート仕上げ 柱・梁：ウォルナット練付ベニヤ貼り 柱：人造擬石小叩き メタラック仕上 梁：ウォルナット練付ベニヤ貼り 巾木：テラゾーブロック 梁型（階段）：ウォルナット練付ベニヤ貼りクリアラッカー仕上げ		
		天井	1	客席裏：金砂子切箔散し本鳥の子和紙貼り		
			2	全体：耐水ベニヤ寒冷紗張りO、P	平成6年塗装	
		開口部建具	1	扉・押板：押板・材種ゼブラ ポリエステル樹脂製		
		その他	1	照明器具：ポリエステル化粧板 天井吹き出しガラリ：角パイプ		
			5	上記以外の部位及び設備		
		ホール（劇場）※2階等含む	床面	1	舞台：松板材 巾木（客席）：テラゾー現場研	
				4	客席（1階・2階）：カーペット	平成17年張替
			壁面	3	客席（1階・2階）：ビニールクロス 舞台：モルタル刷毛引	
	天井		1	ベニヤ板ラッカー吹付	特定天井	
1			2階客室下端部：リシン掻き落とし目地ステンレス			
2			2階客室下：耐水ベニヤ下地寒冷紗張りO、Pステッフル仕上げ	昭和57年、平成17年EP塗装		
開口部建具	1		シナベニヤフラッシュ・フェルト入りビニールレザー貼り 両開き			
その他	1		手摺：パイプ、支柱、角パイプ 手摺笠木：テラゾーブロック 手摺壁巾木：洗い出し			
	2		ひな壇手摺：暗色アスタイル 手摺壁：ビニアスタイル（内側）、リシン掻き落とし（外側）			
	4		客席（1F、2F）	平成19年取替		

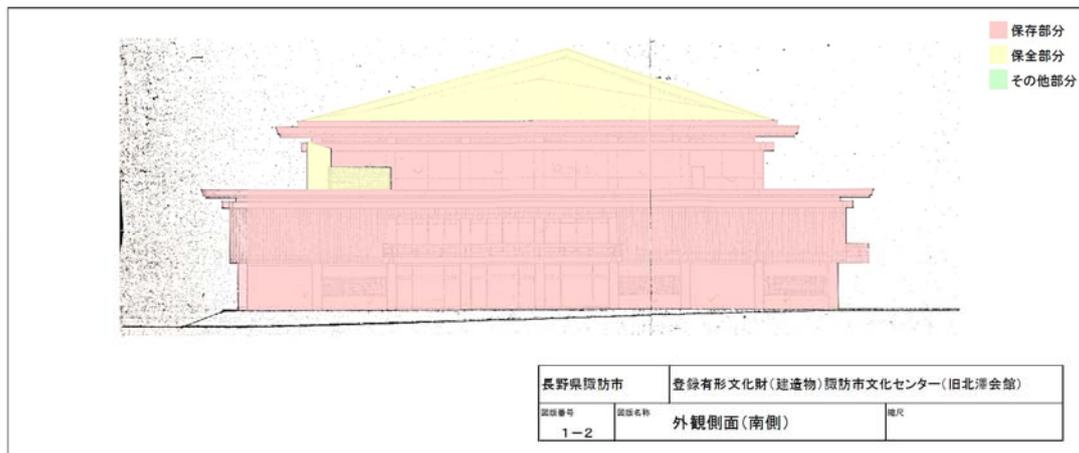
第1集会所		5	上記以外の部位及び設備		
	床面	3	プラスタイル (Pタイル)		
	壁面	1	壁：プラスター塗 スプレッド サテン		
		1	巾木：テラゾーブロック		
	天井	1	耐水ベニヤ下地寒冷紗張りO. P		
		2	旧廊下部分：プラスターボードO. P	昭和 57 年塗装	
	開口部建具	1	西側：ガラリ付シナベニヤフラッシュドア両開き 東側：枠／ステンレスヘアライン 磨きガラス 欄間／ステンレスルーパー		
	その他	3	飾り床		
		4	上記以外の部位及び設備		
	廊下※2階(ロビー)及び階段含む	床面	1	階段踏面・蹴上・踊り場：リノリウム	
2			プラスタイル (Pタイル)	昭和 56 年張替	
壁面		1	巾木：テラゾーブロック		
		2	壁：プラスター塗 ゴラコート仕上げ	昭和 57 年吹付	
天井		2	耐水ベニヤ下地寒冷紗張りO. Pスティップル仕上げ	昭和 57 年塗装	
その他		1	階段手摺笠木：ラワンクリアラッカー仕上げ 階段笠木受：フラットバー 階段手摺支柱：ステンレススチール 階段段型ささら桁：テラゾーブロック、プラスター塗、ゴラコート仕上げ 階段段型巾木：テラゾーブロック 階段窓(障子)：枠／松、ワーロンシート張り 引違い カウンター：ゼブラウッド クリアラッカー仕上、甲板テラゾーブロック カウンター巾木：テラゾーブロック		
		5	上記以外の部位及び設備		
第2集会所		床面	1	リノリウム	
		壁面	1	壁(格子手前側)：裂地貼り 壁：チーク練付 格子：アルミルーパー 巾木：チーク練付	
	1		天井：耐水ベニヤ下地寒冷紗張りO. Pスティップル仕上 見切り：チーク練付		
	開口部建具	1	扉(西側)：ベニヤフラッシュ 扉(東側)：枠／ステンレスヘアライン、ミガキガラス、欄間／ステンレスルーパー		
	その他	1	照明器具(通路)：アクリルパネル		
		5	上記以外の部位及び設備		

第3集会室	床面	3	プラスタイル (Pタイル)	昭和56年張替	
	壁面	1	壁：マホガニー桎練付、モルタル下地クズ布貼り仕上げ (裂地貼り)、アルミルーパー 巾木：マホガニー練付 木製オイルステイン 柱：ウォルナット練付ベニヤ貼り		
	天井	1	耐水ベニヤ下地寒冷紗張りO.Pステイプル仕上げ		
	開口部建具	1	障子：乳半アクリライト片面艶消し 障子木枠：マホガニー (戸車更新) 扉：ガラリ付シナベニヤフラッシュ		
	その他	5	上記以外の部位及び設備		
	貴賓室	床面	3	絨毯	年不明張替
		壁面	3	壁：布クロス (張替) 巾木：OP塗装	平成5年張替・塗装
		天井	3	ビニールクロス (張替)	平成5年張替
		開口部建具	1	扉：ガラリ付シナベニヤフラッシュ	
		その他	1	照明器具：アクリパネル	
5	上記以外の部位及び設備				
中庭	床面	4	地面 (庭園)	改変	
	その他	5	上記以外部位及び設備		

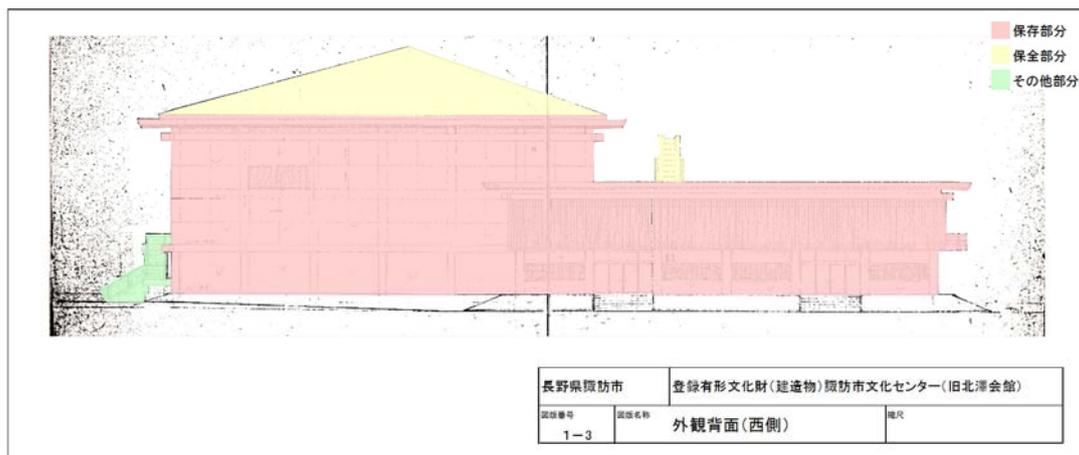
図1 部分の設定（外観） ※図示した全体が登録範囲となっている
 (1) 外観正面（東側）



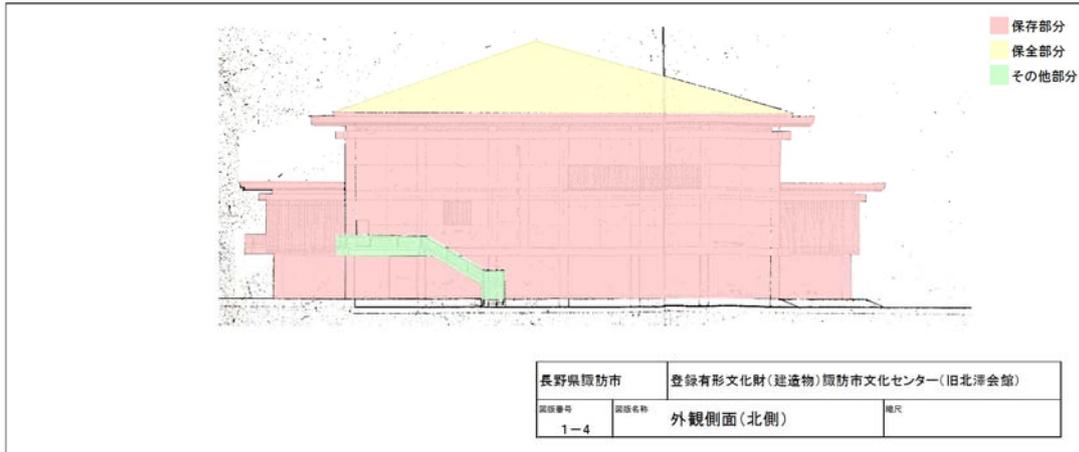
(2) 外観側面（南側）



(3) 外観背面（西側） ただし、安全性の向上のために改変が必要な場合は、その他部分として扱うことができる。



(4) 外観側面(北側) ただし、安全性の向上のために改変が必要な場合は、その他部分として扱うことができる。



(5) 中庭(外観正面(東側)及び側面(南側))

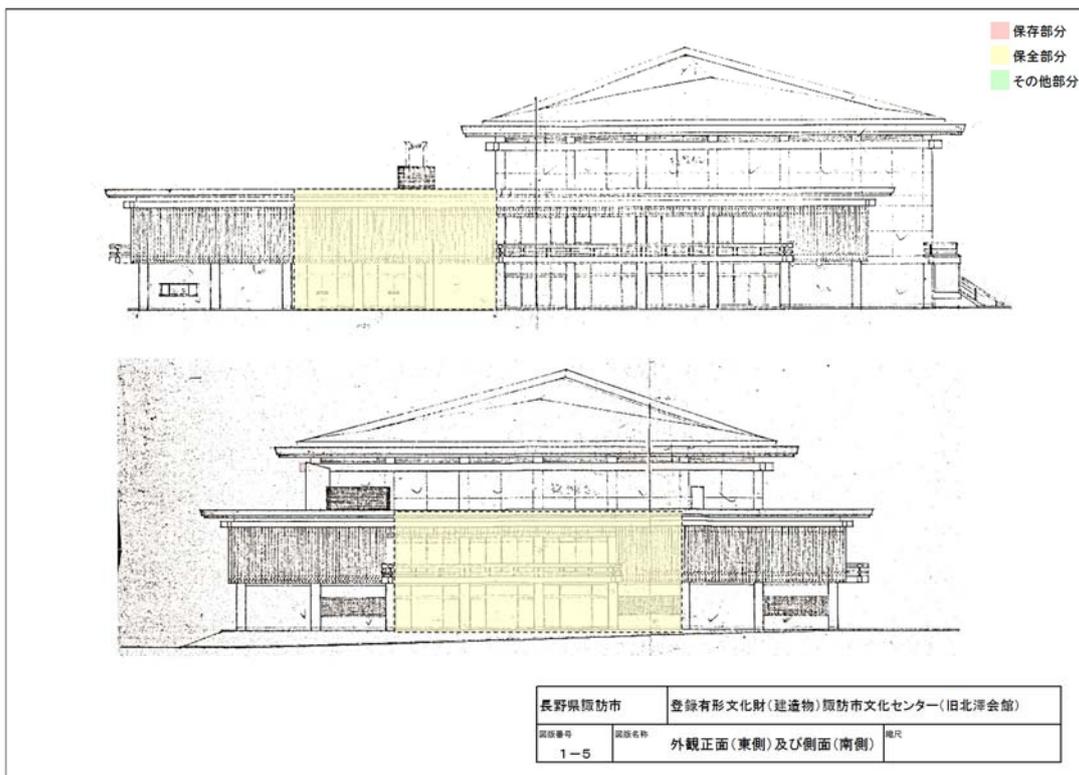
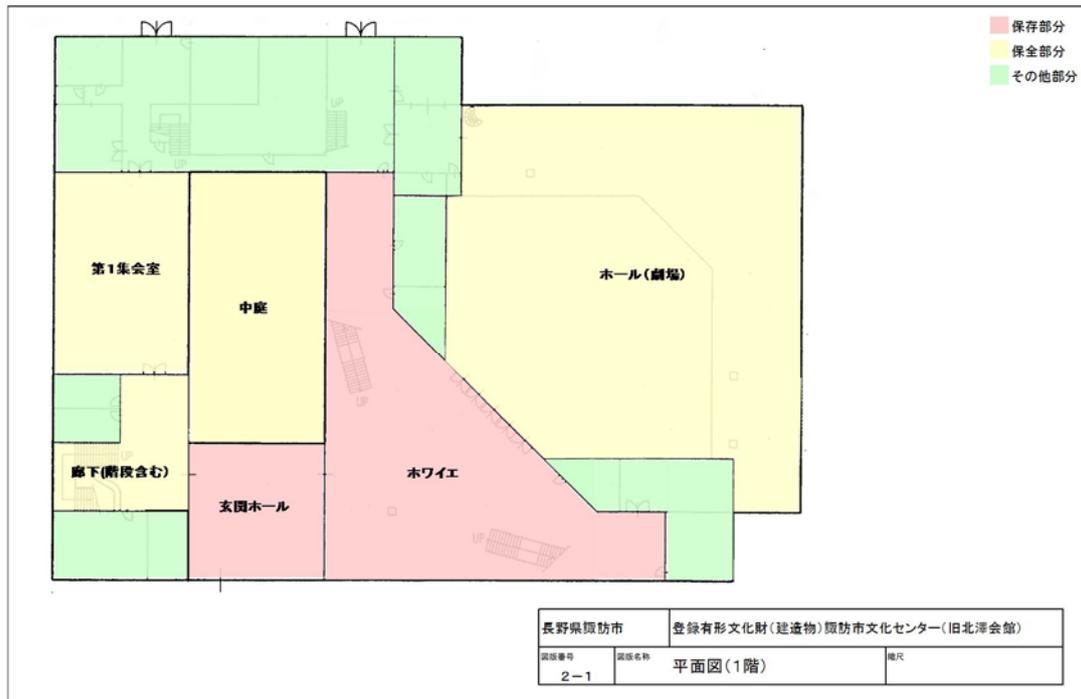
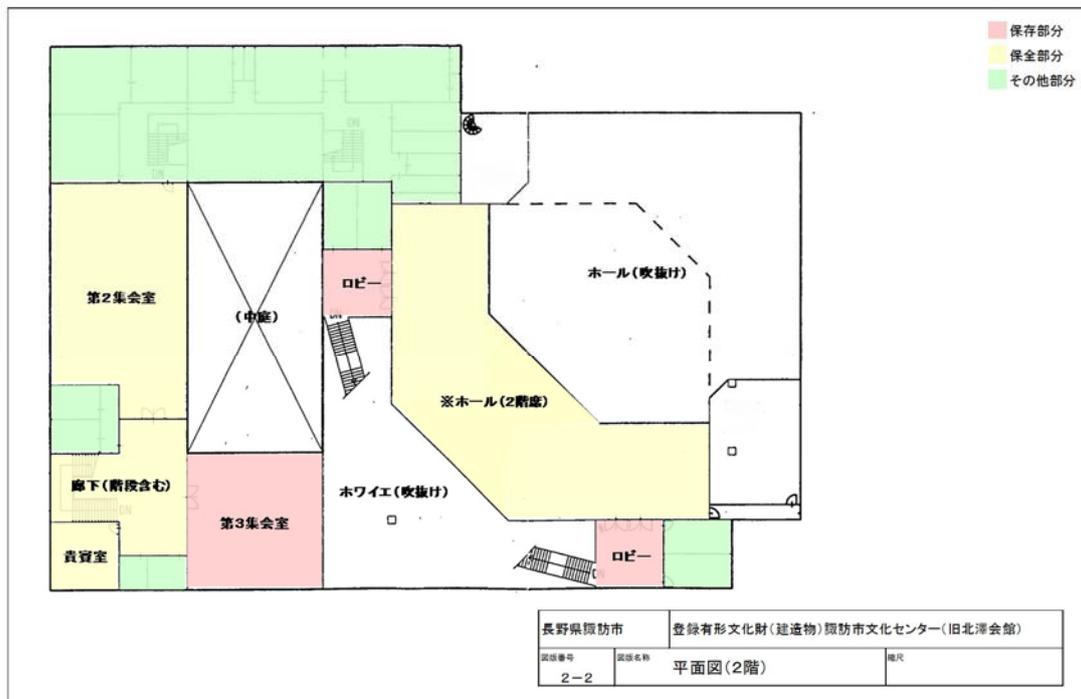


図2 部分の設定（内部諸室及び中庭）※図示した全体が登録範囲となっている

(1) 1階



(2) 2階



(3) 3階

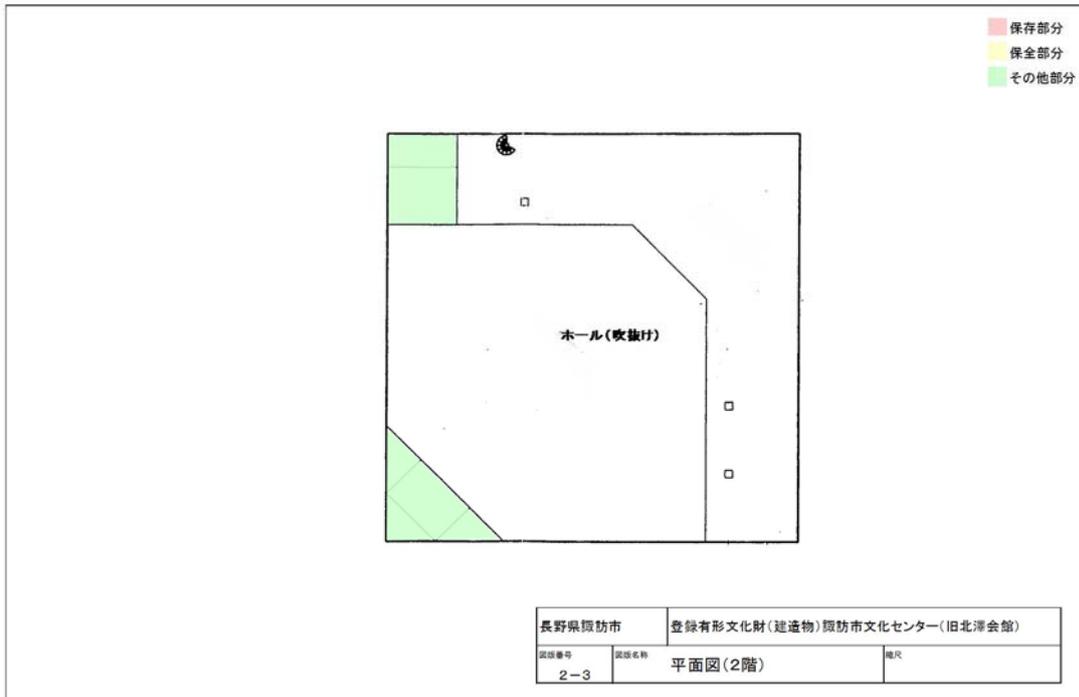


写真4 部位の設定（外観）



ア) 東南面



イ) 東面



ウ) 東面



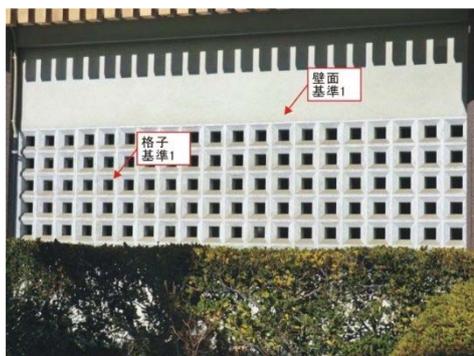
エ)



オ) 南面



カ)



キ)



ク) 西南面



ケ) 西面



コ) 北面



サ) 北面



シ) 屋根・屋上面



ス)



セ)



ソ)

写真5 部位の設定（内部諸室及び中庭）
玄関ホール



ア) 東面



イ) 北面(ホワイエ側)



ウ) 南面(第1集会室側)

ホワイエ ※2階及び階段含む



エ) ホール(劇場)入口側



オ) ホール(劇場)右側



カ) ホール(劇場)左側階段



キ) ホール(劇場)左側2階ロビー

ホール(劇場) ※2階席等含む



ク) ステージ側



ケ) ホワイエ(出入口)側



コ) ステージ左側



サ) 舞台袖左側



シ) 舞台袖右側

第1集会室



ス) 西面(搬入口側)



セ) 東面(廊下側)



ソ) 南面

廊下 ※2階及び階段含む



タ) 1階南面と西面



チ) 2階南面と西面



ツ) 東面(貴賓室側)



テ) 階段

第2集会室



ト) 西面



ナ) 東面



ニ) 西面扉(2ヶ所)



ヌ)

第3集会室



ネ) 北面(ホワイエ側)



ノ) 東面



マ)

貴賓室



ミ) 東面と南面

中庭



ム) 東面と南面



メ) 西面と北面

3. 管理計画

(1) 管理の体制 ※詳細は第3章環境保全計画及び第4章防災計画を参照

諏訪市による管理体制を継続し、建物の維持管理を行い、市民が親しめる文化施設及び文化財建造物として適切な管理運営を行う。

(2) 管理の方法

ア 保存環境の管理

本文化財建造物及びその周辺は、常に清潔な環境を維持し、適切かつ良好な状態で管理する。また、法と法に基づく諸規定に従い、消防設備等の施設管理に必要な保守点検あるいはメンテナンスを定期的実施する。

イ 建造物の維持管理

維持管理にあたっては、修繕が必要と考えられる状態が発生した場合、今後の保存修理の参考資料とするため記録に残す。

ウ 管理上の留意点

管理する施設が文化財建造物であることに留意し、損傷を与える行為は可能な限り避ける。

4. 修理計画

(1) 公開活用に必要な修理等の措置

不特定多数の利用者が出入りする公共施設として安全性を確保するための耐震診断に基づく構造補強、市民ホールとして機能向上を図るための音響やバリアフリーなどの改修の実施に向け、早急に具体的な検討を行う。

(2) 今後の保存修理計画

現時点では、保存修理計画は未定であるため、将来的な保存修理に備え、建築当初の図面や写真等の探索を継続し、参考資料の充実を図ることとする。ただし、耐震診断に基づく構造補強及び機能向上については、早急な対応が求められているため、表4のとおり計画を予定している。

表4 耐震診断に基づく構造補強

	2020	2021	2022	2023	2024
計画策定	○				
耐震設計		○ (予定)			
耐震改修 (機能向上) 工事			○ (予定)	○ (予定)	

第3章 環境保全計画

1. 環境保全の現状と課題

本文化財建造物の敷地は、史跡等の指定はなく、複数の公共施設によって共有されており、本文化財建造物を中心とした環境整備は行われていない。

敷地内の正面入口には旧守衛所（1962年竣工）、敷地南側に面する衣之渡川には無名橋（1959年竣工）とプレストレストコンクリート単純桁橋が残されており、一定の評価を得ている。（写真1参照）。

玄関から敷地入口までの駐車スペースには、舗装の下に当初のアプローチ床が残されており、補修などに際しては可能な限り現状を維持するか、部材の保管を検討するなどの配慮が必要となる（写真1参照）。

敷地南側は、狭小な道路を挟んで衣之渡川に面しており、対岸には旧東洋バルブの工場跡地が広がっており、当時の建造物等が残されている。現在、諏訪市にて所有されており、イベント会場などに活用されている。敷地南側を除く三方は、市街地化が進み、住宅等が密集している。

写真1 旧守衛所、無名橋、プレストレストコンクリート単純桁橋、正面駐車場



ア) 吉田五十八設計による旧守衛所(あおぞら工房諏訪)



イ) 無名橋



ウ) プレストレストコンクリート単純桁橋



エ) 正面駐車場



オ) 舗装の下に格子模様のアプローチ床が残る

2. 環境保全の基本方針

本文化財建造物は、劇場及び集会施設として建設され、諏訪市の所有になってからも、ほぼ同様に市民ホール及び集会施設としての活用されてきた。今後も同様に活用を図っていくため、登録有形文化財（建造物）意見具申時の通常望見できる範囲を認識し、敷地内の美観を損ねないよう適切な管理を行うことを基本方針として定める。

3. 区域の区分と保全方針

文化財としての保存の観点から、本文化財建造物の計画区域内を「保存区域」及び「保全区域」に区分し、区分ごとに以下のとおり保全の方針を定める（図1を参照）。

表1 各区域の位置付けと方針

区域の区分	位置付け	方針
保存区域	登録有形文化財（建造物）を含む区域、雨落までの敷地	原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限定する。
保全区域	上記以外の計画区域内の全て	本文化財建造物（通常望見できる範囲）との調和を図ることを前提として、活用のための施設等の整備を行うことができる。

4. 建造物の区分と保護の方針

本文化財建造物を含む計画区域内の建造物について、「保存建造物」及び「その他建造物」に区分し、建造物ごとに保護の方針を定める（図2を参照）。

表2 各建造物の位置付けと方針

建造物の区分	位置付け	方針
保存建造物	登録有形文化財（建造物）としての価値を有するもの。	登録有形文化財（建造物）として、第2章「保存管理計画」に基づき適切な保存と活用を図る。
その他建造物	保存及び保全建造物以外の建造物。	外観の補修整備、建て替えの際には、可能な限り形態や色彩の調和を図る。

5. 防災上の課題と対策

延焼の恐れのある範囲に、火災の原因となるようなものは見られない。ただし、枯葉などの清掃に努める必要がある。

図1 区域の区分

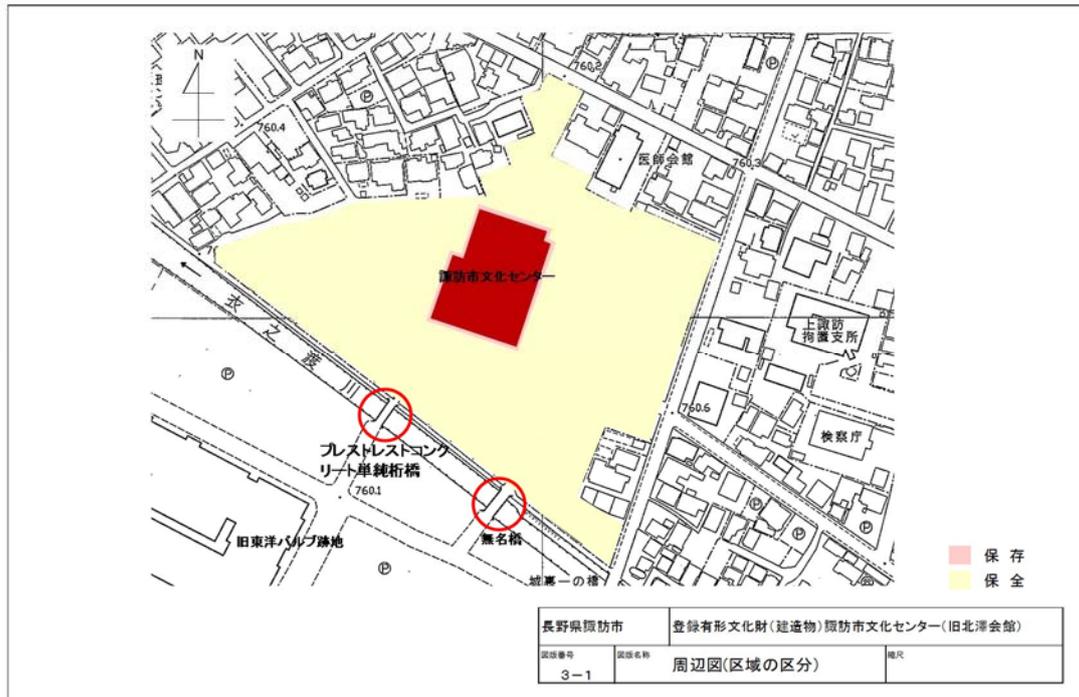
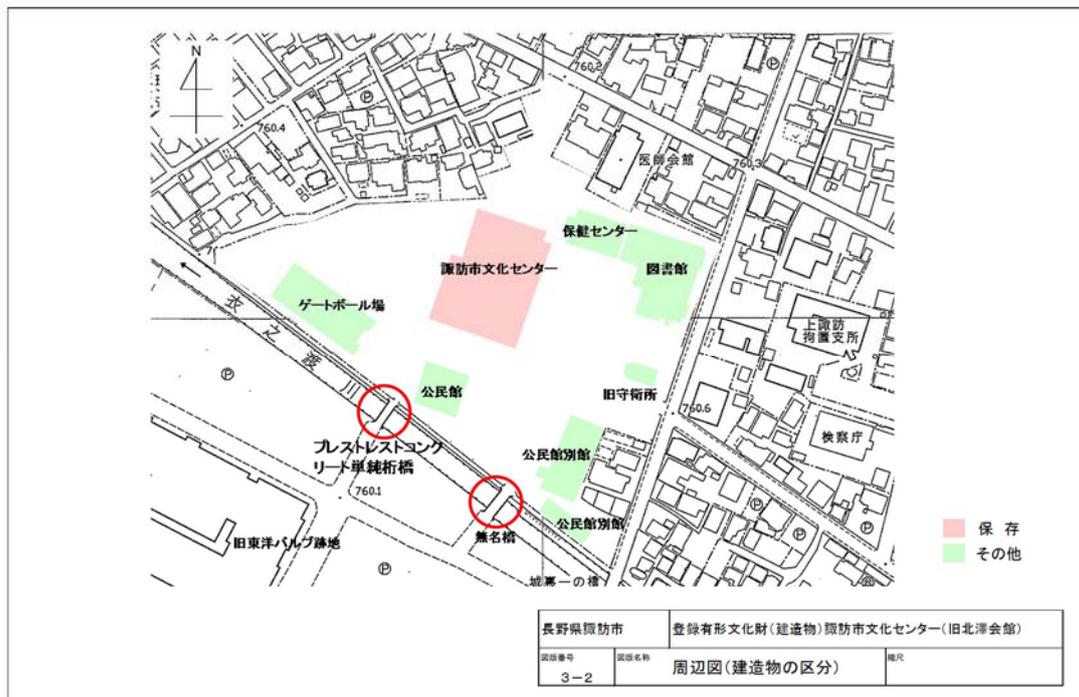


図2 建造物の区分



第4章 防災計画

1. 火災対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

本文化財建造物は、鉄筋コンクリート造のため建物としての燃焼性は低く、また、敷地内で近接する施設は鉄筋コンクリート造であるため延焼の可能性も低いと考えられる。

ただし、公共施設として不特定多数の利用者が見込まれること、また、焼損などによる文化財としての価値が低下し、登録の抹消などに至ることに留意し、今後も火気使用の限定、出火時の早期発見・通報、初期消火体制の整理などに努めなければならない。

(2) 防火管理計画

消防法第8条第1項に基づき、館長の職にある者を防火管理者として必ず置くこととしている。本文化財建造物の敷地を防火管理区域とする。ただし、防火管理区域内の本文化財建造物以外の建造物は、各関係課所において法令に基づき管理されているので、本計画では除外し、本文化財建造物のみ防火対象建造物とする(図1参照)。

防火対象建造物における火気使用の状況、火災の発生を未然に防ぐために必要な予防措置、避難経路について確認すると以下のとおりになる(避難経路は図2参照)。

火災の予防及び人命の安全を図るため、予防管理組織や火災時の措置など防火管理に必要な事項を定めた諏訪市文化センター消防計画を作成し、年2回の訓練を実施している(参考資料諏訪市文化センター消防計画参照)。なお、本文化財建造物を管轄する諏訪広域消防諏訪消防署は直線距離で1.1km(所要時間5~10分)、諏訪市消防団第2分団は0.4km(3~4分)に位置する。

表1 防火対象建造物内における火気使用の状況

区分	場所	火気使用及び可燃物
防火対象建造物内	1Fボイラー室	ボイラー(冬季)
〃	1F事務室	ファンヒーター(冬季)
〃	1F第1集会室	ストーブ(冬季)
〃	1F調理室	ガスコンロ
〃	2F給湯室	ガスコンロ
〃	2F第2集会室	ストーブ(冬季)
〃	2F第3集会室	ストーブ(冬季)
〃	2F貴賓室	ファンヒーター(冬季)
〃	ホール	ストーブ(冬季) 2基

表2 火災の発生を未然に防ぐために必要な予防措置

火気などの管理	現在、2F給湯室にガスコンロがあり日常的に使用しているほか、冬季の暖房用として大型ストーブや石油ファンヒーター等を使用している。使用時には周囲の環境に十分注意して用いるとともに、温度管理にも注意を払い、火災を未然に防ぐ。建物内は禁煙としており、敷地内に喫煙スペースを設けるとともに、利用者には注意喚起を促す掲示を設置している。
可燃物の管理	敷地及び建造物内の可燃性物品の除去及び整理整頓を行う。
警備	現状の警備体制を維持する。職員滞在時は巡回による警備を行い、職員不在時は施錠管理及び機械警備で対応する。

安全対策	○排煙 本文化財建造物は、開放できる開口部を十分に有している。
	○避難誘導 1階には、正面玄関（東側）のほか4ヶ所の出入口、2階ホール客席には、避難用出口があり、誘導標識を備えている。
	○収容人数の管理 ホール、第1集会室、第2集会室、第3集会室については、最大利用人数の制限を設けている。

(3) 防犯計画

現在まで、き損・放火・盗難等に係る事故発生は確認されていないが、放火・窃盗・落書きなどの器物破損などの犯罪の発生が想定される。現在、対策として職員滞在中は随時巡回を行い、職員不在時は施錠管理及び警備業者により機械警備を実施している。

(4) 防火・防犯整備計画

本文化財建造物における防災設備の設置状況と保守管理の現状は以下のとおりとなっている。各種防災設備については、年1回の防災業者による消防設備法定点検のほか、年2回の担当者による自主点検（配置及び損傷）を実施し、日常的な維持管理に努めている。将来的に運用状況の変更、法令の改正、技術の進歩が生じた場合は、適宜対応する。

表3 防災設備の設置状況と保守管理

設備名	内容	数量	備考
消火器	A B C 粉末消火器	24本	定期的に点検を実施
自動火災報知設備	受信機	1台	〃
	火災報知器	7個	〃
	熱感知器	9個	〃
	煙感知器	4個	〃
館内放送設備	アンプ	1個	〃
	マイク	1個	〃
	スピーカー	8個	〃

2. 地震対策

(1) 耐震診断

本文化財建造物の基礎・外壁・内壁等を見る限り、過去の地震による影響を受けたと判断できる痕跡は見受けられない。ただし、平成29年度に実施した耐震診断の結果では、十分な耐震性がないとの判断が示されたことから、構造補強等の対策を具体的に検討し、改修を行う（参考資料耐震診断表）。

建物内部において転倒や落下の恐れのあるものについて、防止措置を講じる。また、外部においては、外壁仕上げ材や建具などの落下防止措置を行う（写真1参照）。

文化庁文化財保護部通知「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について」（平成8年1月17日庁保建第41号）で指摘されるとおり、可能な範囲で構造補強を進める。

平成29年度に実施した耐震診断に基づき、適切な補強を行い、非構造部材の耐震対策についても併せて検討し、可能な限り措置を講じる。

また、日常の維持管理において破損箇所の把握と部分的・応急的な補修に努めると

ともに、耐震対策の観点からも維持管理の改善を図る。

写真1 ホール天井（特定天井）と外部建具（ルーバー）



ホール天井（特定天井）



外部建具（ルーバー）※保存部分に該当

（2）地震時の対処方針

地震防災規程に基づき、自衛消防隊を編成し、人員の安全を確認したうえで、延焼等の恐れがある場合には初期消火活動を行い、被災者の救助を優先して行うとともに、可能な限り文化財建造物とその部材の保護に努める（参考資料諏訪市文化センター消防計画参照）。

大きな破損が生じた場合、危険部分を撤去及び格納し、雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで覆う等の対策を講じる。外部建具（ルーバー）等の落下の対しては、建物外周部への立ち入りを規制する。また、破損部分が周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、可能な限り専門家の立ち会いを得て、すみやかに部材等の解体あるいは撤去を行い、該当箇所周辺への立ち入りを規制する。

3. 水害対策

（1）被害の想定

諏訪市内で記録されている風水害被害は以下のとおりである。また、諏訪市「マルチハザードマップ」（平成20年作成、別紙資料参照）によれば、本文化財建造物が立地する諏訪湖畔は、過去に浸水を繰り返してきた区域となっている。平成18年7月、市内全域で1419戸の床下浸水や542戸が床上浸水するなど大きな被害をもたらした豪雨災害では、諏訪湖からのバックウォーターの発生により、排水ポンプの処理能力を超える水が浸入し、ホール客席の一部が水没する被害を受けている。

（2）当面の改善措置と今後の対処方針

水害発生時は、入館者及び職員の安全を確保した上で、被害状況の把握と被害の拡大防止に努めるものとする。予め発生が予想される場合は、情報収集に努め、必要な対策を講じるものとする。また、ホール客席の排水ポンプについては、改めて機能強化を検討する必要がある。

4. 雪害対策

（1）被害の想定

諏訪市が位置する長野県は、一般に北部山沿いを除き、平地は晴れの日が多く空気が乾燥する。ただし、2月から3月にかけて、「南岸低気圧」と呼ばれる低気圧の影響により、中部・南部を中心に大雪になることがある。近年では2014年2月に大雪となり、諏訪市で52cmの積雪を記録している。また、平成10年と平成13年の豪雪

では、市内全域で、工場1棟が全壊したほか、物置や塀などの損壊、農業用ハウスの倒壊などの被害が確認されている。

(2) 当面の改善対策と今後の対処方針

降雪期には、建造物周辺の除雪を適宜実施する。また、屋根部分への積雪についても注意が必要である。厳寒期には軒下部分に氷柱が発生し、落下することが想定されるため、利用者への注意喚起や危険箇所への立ち入りを規制するなどの措置が必要となる。

5. その他の災害対策

(1) 予想される被害

その他に想定される災害としては台風がある。想定される台風被害としては、主に強風、飛来物による建造物の破損、外壁仕上げ材等の飛散が考えられる。

(2) 今後の対処方針

建具等が破損した場合、特に文化財建造物として重要な「部位」については、部材の確保に努めるとともに、被害を拡大しないよう応急の措置をとる。

図1 防火管理区域及び対象建造物

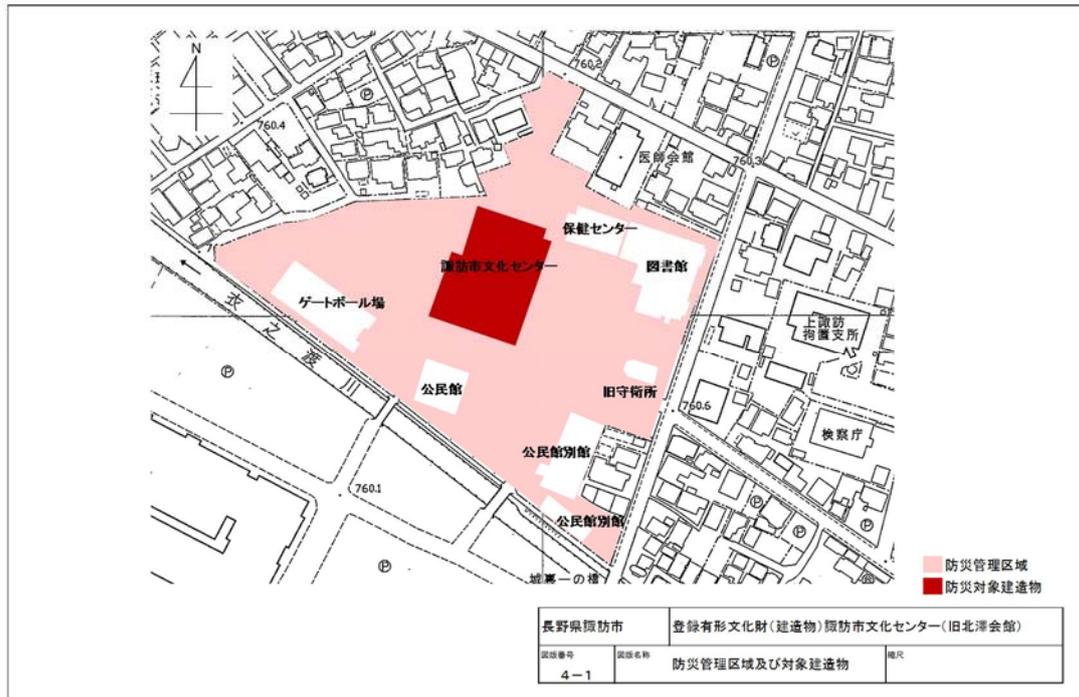
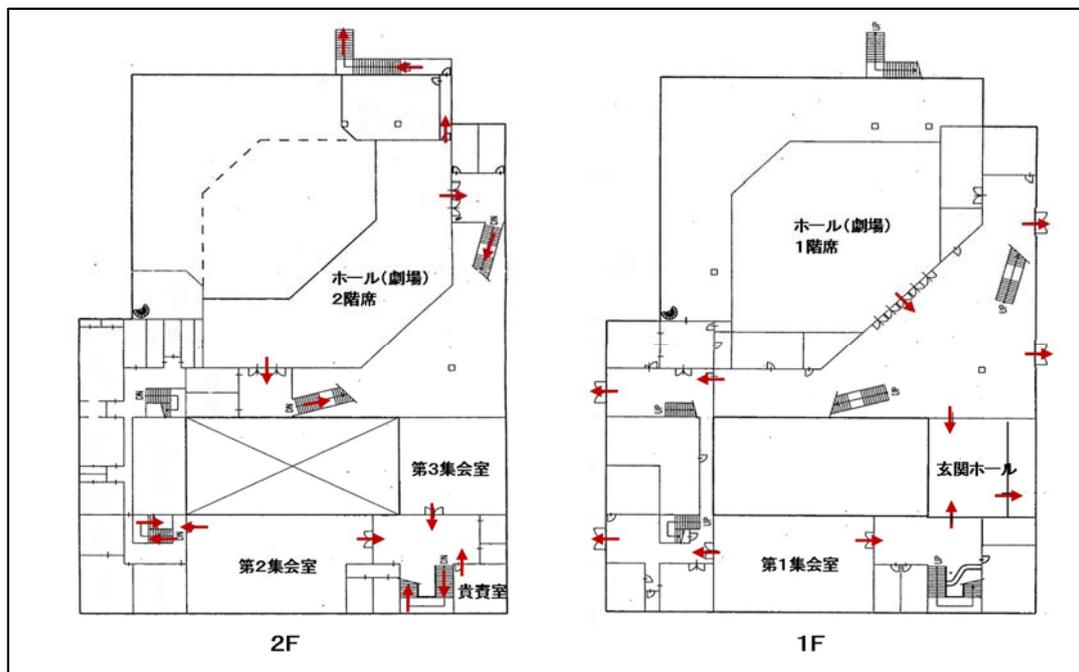


図2 避難経路 ※バックヤード部分は除く



参考資料

諏訪市文化センター消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、諏訪市文化センター（以下「文化センター」という。）における防火管理義務について、必要な事項を定め、火災、地震、その他災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、文化センターに勤務する職員（以下「職員」という。）及び文化センターに出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の責任及び業務)

第3条 防火管理者はこの計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 諏訪市地域防災計画と整合させた消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施と指導
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施と指導
- (5) 火気の使用又は取り扱いに関する指導
- (6) 文化センター施設利用者の管理若しくは指導
- (7) その他防火管理上必要と認める事項等

(自衛消防隊の設置)

第4条 文化センターにおいての火災又はその他の災害が発生した場合に対処するため、次により自衛消防隊を設置する。

自衛消防隊長（館長）	—	通報連絡班… 館長
	—	避難誘導班… 非常勤職員
	—	消火班… 非常勤職員 ……

2 火災が発生した時は、職員は、人命の安全を最優先に確保すると共に前項の区分により、次に定める任務を果たさねばならない。

- (1) 通報連絡班
 - ア 火災等の状況を直ちに職員に知らせ、非常ベル、館内放送等により文化センター内の者に周知すると共に消防機関へ通報すること。
 - イ 隣接する諏訪市文化センター敷地内の施設に連絡し、応援体制を確保すること。
 - ウ 火災等の状況を記録すること。
- (2) 避難誘導班
 - ア 文化センター内の者の避難誘導を安全かつ速やかに行うこと。
 - イ 避難誘導は、メガホン等を活用し、避難方法を明確に支持し、混乱を生じさせないようにしなければならない。
 - ウ 歩行の困難な者、障害者等については、職員が補助し避難させること。
 - エ 避難場所は、支障がない限り文化センター前の芝生とし、避難誘導後、人員等の確認を行い、避難できていない者がいないかどうか確認すること。

- (3) 消火班
 - ア 消火等に当たっては、火元等をよく確かめて消火器等を有効に使用し、適切な初期消火を行うこと。
 - イ 危険物、引火性物品があるときは、これを除去し、火災の防止に努めること。

3 職員は、前項各号で定めるものの外、必要に応じ次の各号に定める任務を行うものとする。

- ア 負傷者の救護に関すること。
- イ 火気の発生の防止に関すること。
- ウ 諏訪市地域防災計画で定めた業務。

(訓練の実施)

第5条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。
部分訓練、消火、通報及び避難等の訓練を個別的に任務や行動を確認するために行う。
自衛消防訓練等を実施する場合は、事前通告により消防機関へ通知すること。訓練は毎年2回以上実施する。

(予防管理組織)

第6条 予防管理組織は、日常の火災予防のための組織と自主点検、検査をするための組織とする。

(火災予防のための組織)

第7条 防火管理者は、火災の予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の下に、火元責任者及び消防用設備等点検責任者を定めるものとする。

- (1) 火元責任者…小野（非常勤職員）
文化センター内の火気取扱い及び火気使用機器・設備等の点検及び管理
- (2) 消防用設備等点検責任者…細川（非常勤職員）
公民館内に設置されている消火器、自動火災報知設備、避難誘導灯、
その他消防設備の保守管理

(職員等の守るべき事項)

第8条 職員等は日常業務の中で、防火管理に努めなければならない。
(1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を置かないこと。
(2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害になる物品を置かないこと。
(3) 喫煙は、指定された場所で行う。
(4) 火気設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

(放火防止対策)

第9条 職員は、放火の防止に努めなければならない。
(1) 建物の外周及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
(2) 倉庫・書庫等は施錠する。
(3) 終業時には、必ず施錠する。
(4) 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に通報する。
(5) ゴミは、ゴミ収集日の朝までゴミ集積場には出さない。

(消防用設備等の点検)

第10条 7条第2号による消防用設備点検は、毎月1回実施することとし、点検結果を台帳に記載するとともに、異常を認めたときは、直ちにその旨を防火管理者に報告しなければならない。

2 消防法第17条の3の3に規定されている点検及び報告制度については、点検は毎年1回以上日本連合警備株式会社に委託することとし、防火管理者は、点検の結果を維持台帳に記録するとともに、消防機関の長へ報告しなければならない。

(地震対策)

(地震予防処置)

第11条 諏訪市文化センター消防計画（以下「消防計画」という。）第4条に規定する自衛消防隊は、地震時の災害の発生を予防するため、次の各号に定める調査等を行うものとする。

- (1) 建築物及び建築物に付随する施設（看板、窓枠、外壁等）及び文化センター内の物品等の倒壊、転倒、落下などが予測されるものに対する調査及び予防措置
- (2) 火気使用器具等の転倒、落下などが予測されるものに対する調査及び予防措置
- (3) 自動消火装置及び燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査及び必要な措置
- (4) その他必要と認められる地震対策上の予防措置

(地震後の安全確認)

第12条 消防計画第7条に規定するものは、地震後、文化センターの被害状況を調査し、建物、火気使用器具等の点検を行うとともに安全か否かの確認を行わなければならない。

(警戒宣言が発せられた場合の対応措置)

第13条 警戒宣言が発せられた場合、第4条による自衛消防隊は次の任務を行う。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、原則として貸館業務を中止し、文化センター内の者の退館を安全かつ速やかに行うこと。
- (2) 地震により火災発生の恐れのある火気使用器具等は、原則使用を中止する。
- (3) 文化センター内の物品等の倒壊、転倒、落下などが予測されるものに対する予防措置を行う。
- (4) 避難通路の確保や、非常口の開放を行う。

(備蓄品)

第14条 地震に備え次の品目を備蓄しておくものとする。

- (1) 懐中電灯
- (2) 携帯ラジオ
- (3) ロープ
- (4) メガホン
- (5) その他必需品

(工事における安全対策)

第15条 防火管理者は模様替え等の工事を行う場合、防火措置を講じなければならない。

- (1) 工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
 - ア 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器の準備をする。
 - イ 塗装など危険物を使用する場合は、その都度防火管理者の承認をうけること。
 - ウ 放火を防止するために、資機材の整理、整頓をする。
 - エ その他必要な防火措置を講じること。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取り扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、作業場所ごとに火気管理の責任者を指定し、提示させること。

(消防機関への報告等)

第16条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡などを行うものとする。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建物及び消防用設備等の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく手続等
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練等における事前通報及び指導の要請
- (5) その他法令に基づく報告、防火管理に必要な事項

(補則)

第17条 この計画に定めるもののほか、文化センターの消防計画に必要な事項は、諏訪市教育委員会が定める。

附 則

この計画は平成28年7月15日から施行する。

第5章 活用計画

1. 活用の基本方針及び基本計画

諏訪市文化センター（旧北澤会館）は、昭和37年北澤工業株式会社（後の東洋バルヴ株式会社）により福利厚生施設「北澤会館」として建設された。昭和52年に諏訪市の所有になってからは、音楽や芸能などの鑑賞や各種講演会のほか市民による発表会など文化活動の拠点として建築当初からの施設の性格とほぼ同様に使用されている。

文化財的な価値の維持は、文化センターとしての魅力（付加価値）につながるため、今後も文化財であることに十分配慮しながら、公共的な文化施設としての機能を高めながら使用を継続する（写真1参照）。

写真1 ホール（劇場）と集会室



ア) ホール（劇場）



イ) 第2集会室（2F）

写真2 諏訪地方の精密工業発展の礎



ア) 隣接地にある石碑（右／東洋バルヴ創業地、左／諏訪ものづくり発祥の里

したがって、公開及び活用にあたっては、以下の基本方針に基づき、計画的に実施するものとする。

- ① 諏訪市における文化活動の拠点として、安心して使用できる文化施設として積極的な活用を図る。
- ② 公開にあたっては、文化財建造物としての特徴だけでなく、諏訪地方の精密工業発展の礎となった歴史的背景に配慮しながら、まちの魅力や存在感をアピールする（写真2参照）。

活用にあたっては、各計画で定めた基本方針や対策に沿って、文化財的な価値を可

能な限り維持しながら、市民会館として使用することが基本となる。建築計画、外構及び周辺の整備計画、管理・運営計画は、必要に応じて文化財担当者へ相談する。なお、関係法令及び必要となる条件等を整理すると表1となる。

表1 関係法令及び必要となる条件等

法的条件・遵守すべき法規等	文化財保護法、建築基準法、都市計画法、消防法その他関係法令
整合を図るべき上位計画等	諏訪市総合計画、諏訪市まち・ひと・しごと創生総合戦略、諏訪市景観計画、諏訪市地域防災計画、諏訪市耐震改修促進計画、諏訪市公共施設等総合管理計画
指導・助言又は協議を要する機関等	文化庁、国土交通省、その他関係省庁、長野県教育委員会、その他長野県関係行政機関、長野県警諏訪警察署、広域連合諏訪消防署
協議・調整・連携を図るべき団体等	計画区域内に所在する各施設管理者（公民館、図書館、健康センター、ゲートボール場、あおぞら工房諏訪）

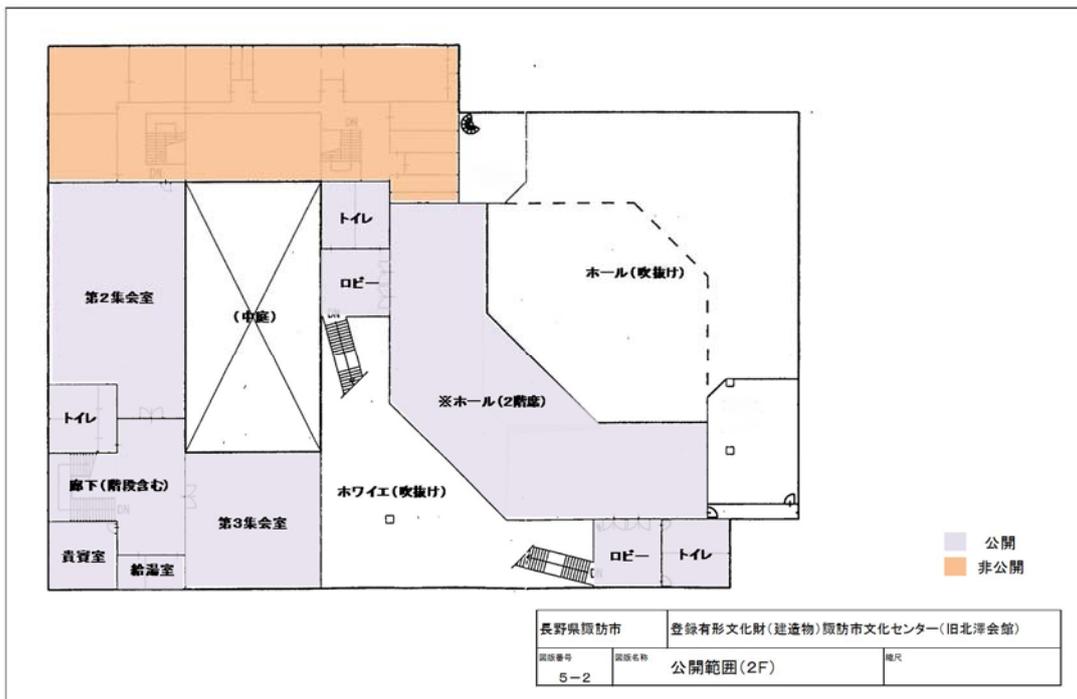
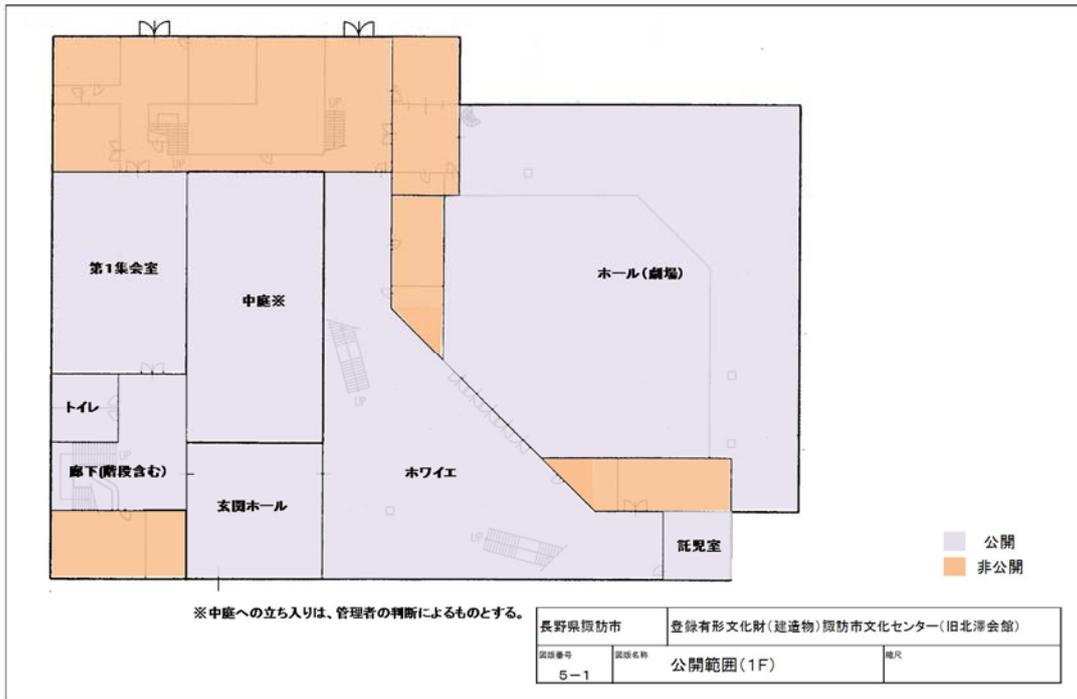
2. 公開活用

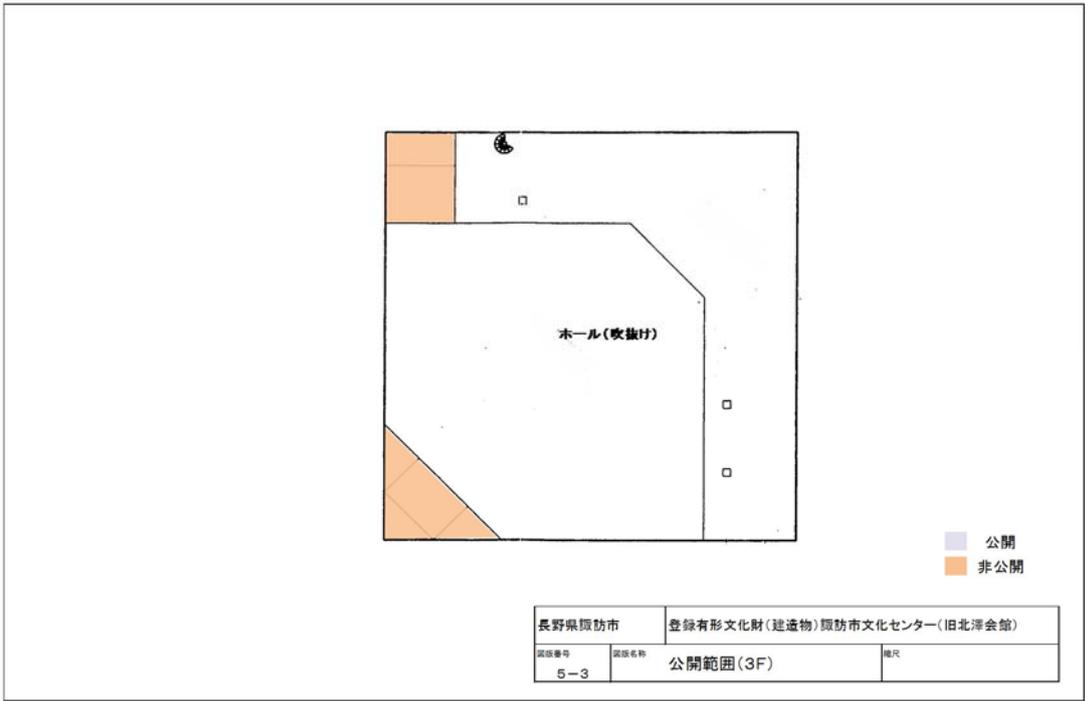
今後も引き続き市民会館として使用するため、建物内部の公開範囲は原則として、貸部屋として利用できるホール（劇場）や集会室などを中心にした部分に限定する。ただし、管理者は、各計画の内容を理解した上で、文化財としての公開に対して柔軟に対応することとする（図1を参照）。

3. 実施に向けての課題

公開及び活用にあたっては、第4章「防災計画」で指摘しているとおり、利用者の安全性確保のための耐震対策が優先課題となっている。また、市民会館としての機能強化の観点から、ホール（劇場）内の音響、エレベーターの設置、バックヤードの有効利用などの課題が示されている。

図1 公開範囲





参考資料 文化センターのご紹介

【係の仕事】

- 文化センターのホール・会議室の使用の受付を行っています。
- 文化センターの使用料の徴収を行っています。
- 文化センターの維持管理を行っています。
- 文化センターの備品等の館内貸出を行っています。

【係の今年の仕事】

●施設の概要

- ・ホール

客席 … 904 席（1 階 518 席、2 階 386 席）

- ・会議室（3 室）

第一・二集会室 … 120 人（机 40 個、椅子 120 席）

第三集会室 … 30 人（机 10 個、椅子 30 席）

●申し込みについて

- ・ホール及び集会室の予約は、12 か月前から受付けています。
- ・公共施設予約ガイドで施設の空き状況をごらんください。

【ご利用ください。文化センター】

文化センターは、個人やグループ、団体、会社の会議や発表会など、いろいろな用途でご利用いただけます。また、展示販売など営業目的でもご利用いただけます。詳しいことは、文化センターまでお問い合わせください。

ホールをリニューアルいたしました。客席も以前よりゆったりしたものになり、また、プロジェクターも設置できるようになっております。

駐車場について（お願い）

文化センター敷地内には約 200 台の駐車場がございますが、公民館等利用者の共用駐車場です。特に図書館前の駐車場は図書館優先スペースですので、なるべく文化センター裏の駐車場に駐車していただくようご協力をお願いします。なお、多数の方の来館が見込まれるご利用の際は、多目的広場駐車場（文化センターの横の川を挟んで反対側の敷地）をご利用・ご案内をお願いします。多目的広場駐車場のお申し込みは、諏訪市役所財政課（代表 0266-52-4141）までお願いします。文化センター等施設ご利用以外の方の駐車は、固くお断り申し上げます。また、エンジンのかけっぱなしや騒音等、近隣の皆様のご迷惑となる行為はご遠慮願います。

【施設規模】

●ホール

904 席（1 階 … 518 席、2 階 … 386 席）

●第一集会室

120 席、机 40、174m²

●第二集会室

120 席、机 40、185m²

●第三集会室

30 席、机 10、120m²

諏訪市文化センター使用料

平成27年4月1日現在

区 分		1	2	3	4
		9時から 正午まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	1日使用 9時から 21時まで
ホール	一般料金	35,640円	50,760円	55,080円	141,480円
	営業料金	7,128円	10,152円	11,016円	28,296円
	舞台のみ	7,128円	10,152円	11,016円	28,296円
	営業料金	1,425円	2,030円	2,203円	5,658円
	暖房料金	5,930円	8,090円	9,720円	23,740円
	冷房料金	1時間につき 4,880円			
集会室	第一集会室	3,240円	3,780円	4,320円	11,340円
	第二集会室	3,240円	3,780円	4,320円	11,340円
	営業料金	1,620円	1,890円	2,160円	5,670円
	暖房料金	972円	1,134円	1,296円	3,402円
	冷房料金	1,134円	1,323円	1,512円	3,969円
	第三集会室	2,160円	2,700円	3,240円	8,100円
	営業料金	1,080円	1,350円	1,620円	4,050円
	暖房料金	648円	810円	972円	2,430円
	冷房料金	756円	945円	1,134円	2,835円
	冷房期間	冷房期間 6月20日～ 9月20日			
暖房期間	暖房期間 10月20日～ 翌年4月20日				
貴賓室	ホール・集会室の付属施設 無料				
託児室					
備品	グランドピアノ	ピアノ（ベーゼンドルファー） 1台1回につき 4,320円 ピアノ（ベーゼンドルファー以外） 1台1回につき 2,160円			
	プロジェクター	1台1回につき 1,080円			

1回とは1日に使用した回数。ただし、グランドピアノ（ベーゼンドルファー）については上記1、2、3のそれぞれの使用を1回とする。

第6章 保護に係る諸手続き

文化財保護法（昭和25年法律第214号、以下「法」と省略する）、同法施行令（昭和50年政令第267号）及び登録有形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則（平成8年文部省令第29号）に基づく、登録有形文化財に求められる手続きを下表にまとめる。ただし、本章の定めにおいて、明確でない行為については、随時、文化庁及び長野県教育委員会と協議を行う。

○届出が必要なもの

区分	根拠条文	運用方針	届出期限
滅失	法第61条	水害による流失や火災による消失など、登録有形文化財が失われた場合。	滅失の事実を知った日から10日以内
き損		登録有形文化財が何らかの原因により、甚大な破損・損傷が生じた場合。	き損の事実を知った日から10日以内
現状変更	法第64条第1項	文化財としての価値がある部分の位置・形状・材質・色合いなどを、通常望見できる外観範囲の4分の1を超えて変更する場合。	現状を変更しようとする日の30日前まで
所有者の変更	法第60条第4項（法第32条第1項の準用）		変更した日から20日以内
管理責任者の選任・変更	法第60条第4項（法第32条第2項の準用）	所有者が専ら自己に代わり登録有形文化財の管理の責めに任ずる者を選任・変更する場合。	選任・変更した日から20日以内（所有者と管理責任者との連署）
所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の変更	法第60条第4項（法第32条第3項の準用）		変更した日から20日以内
登録の抹消	法第59条	重要文化財に指定された場合。地方公共団体が条例に基づき指定された場合。文部科学大臣が保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったと認める場合。その他特殊の事情があると認める場合。	登録抹消の通知を受けてから30日以内に登録証を返付

○届出を必要としないもの

区分	根拠条文	運用方針
維持の措置	法第64条第1項ただし書	登録有形文化財の維持を目的とした行為で、現状を変更する部分の面積が通常望見できる外観範囲の4分の1以下である場合。ただし、第2章保存管理計画で示した保護の方針を可能な限り尊重する。き損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するための応急の措置をする場合。
非常災害のために必要な応急措置		
他の法令の規定による現状変更命令に基づく措置		

登録有形文化財（建造物）

諏訪市文化センター（旧北澤会館）保存活用計画

策定 令和2年8月

作成 長野県諏訪市教育委員会

〒392-0027

長野県諏訪市湖岸通り五丁目12-18

TEL 0266-52-4141（内線 582）

FAX 0266-53-6219